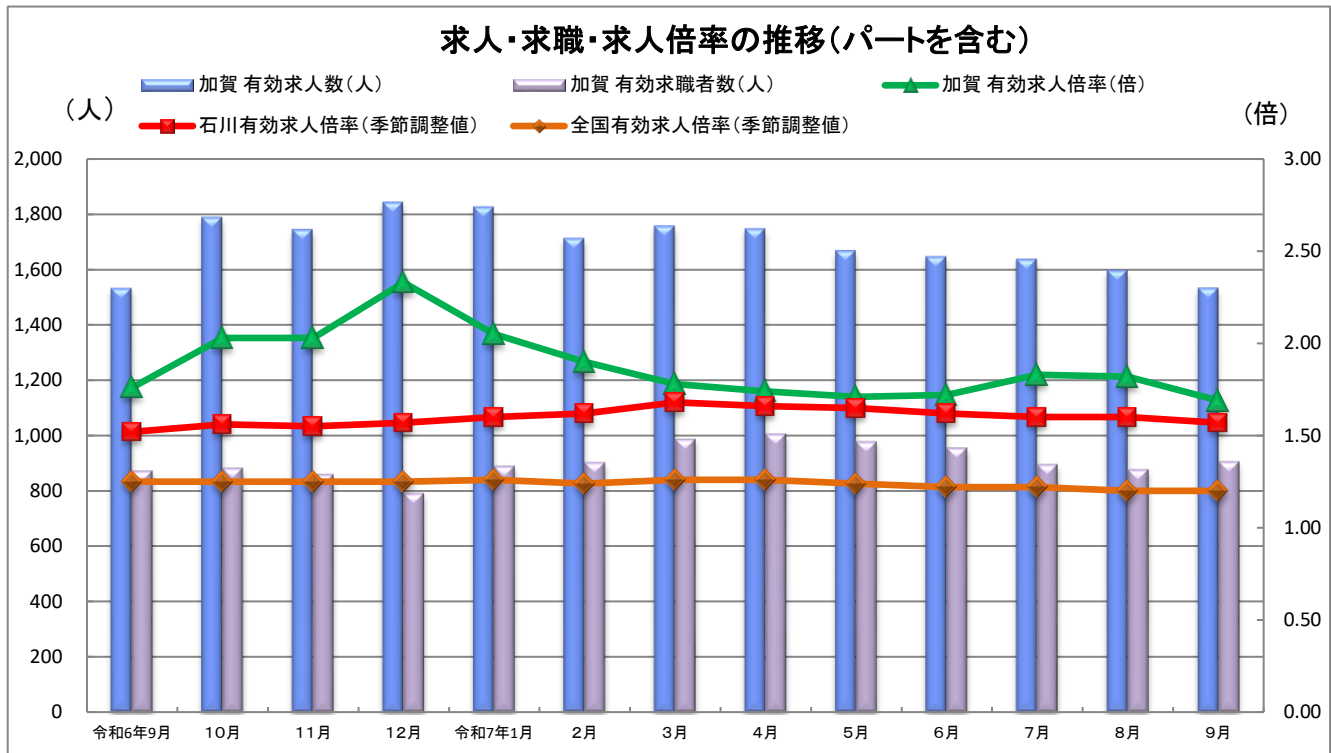


業務月報

ハローワーク加賀

令和7年10月31日
加賀公共職業安定所
(管轄区域)加賀市
〒922-8609
加賀市大聖寺菅生イ78-3
TEL:0761-72-8609 FAX:0761-72-8619

◆労働市場の動き（令和7年9月）



	令和6年9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
加賀 有効求人数(人)	1,533	1,789	1,745	1,844	1,826	1,713	1,758	1,748	1,669	1,647	1,638	1,597	1,534
加賀 有効求職者数(人)	873	883	860	792	890	903	987	1,006	978	956	896	877	906
加賀 有効求人倍率(倍)	1.76	2.03	2.03	2.33	2.05	1.90	1.78	1.74	1.71	1.72	1.83	1.82	1.69
石川 有効求人倍率(季節調整値)	1.52	1.56	1.55	1.57	1.60	1.62	1.68	1.66	1.65	1.62	1.60	1.60	1.57
全国 有効求人倍率(季節調整値)	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22	1.20	1.20
加賀 正社員有効求人倍率(原数値)	1.57	1.91	1.94	2.28	2.11	2.03	1.90	1.87	1.77	1.80	1.86	1.86	1.80
石川 正社員有効求人倍率(原数値)	1.28	1.33	1.38	1.47	1.40	1.40	1.41	1.36	1.35	1.43	1.44	1.42	1.42

* 加賀所は原数値

＜加賀公共職業安定所の状況＞

求人の状況 新規求人数(全数)は512人で、前年同月比6.4%増となった。
主な産業別での新規求人数状況は、建設業95人、製造業82人、運輸業18人、卸売・小売業35人、宿泊・飲食業76人、医療・福祉135人、サービス業56人となった。
製造業では、前年同月比13.9%増となっている。
有効求人数(全数)は1,534人で、前年同月比0.1%増となった。

求職の状況 新規求職者数(全数)は208人で、前年同月比10.1%増となった。
有効求職者数(全数)は906人で、前年同月比3.8%増となった。
有効求職者数のうち雇用保険受給者は276人で、前年同月比10.1%減となった。

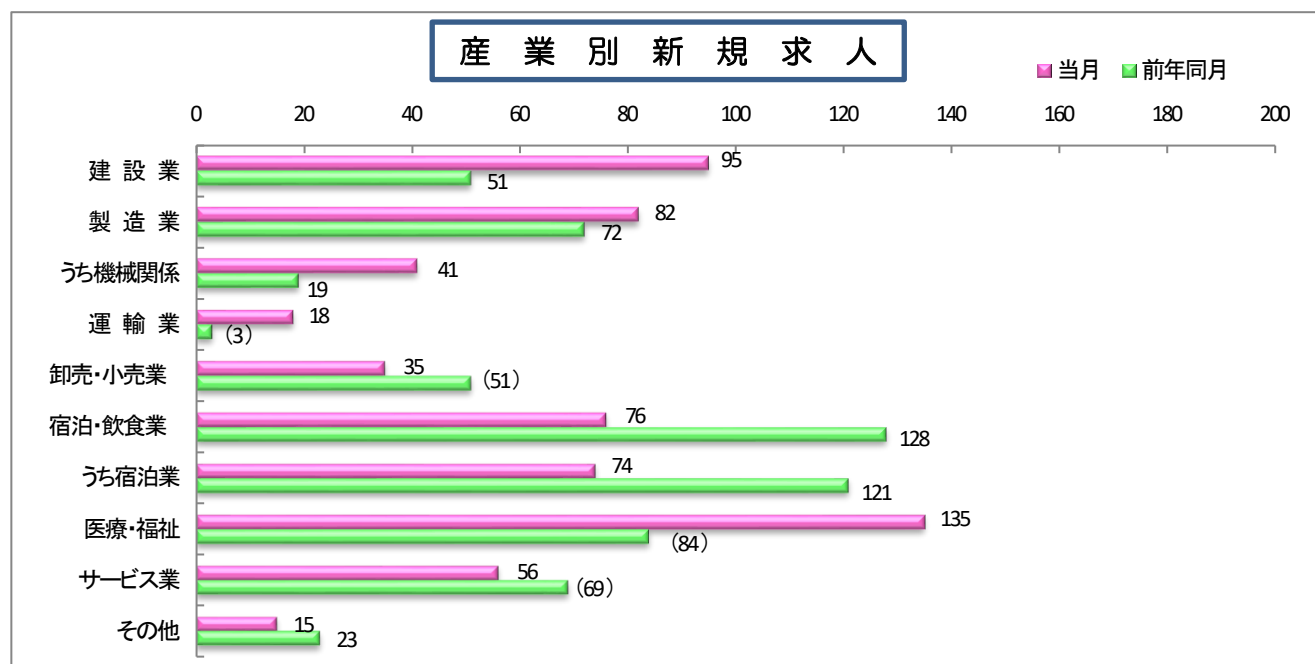
有効求人倍率 有効求人倍率(全数)は1.69倍となり、前年同月比0.07P減となった。
なお、正社員有効求人倍率(原数値)は1.80倍となった。

企業整備 9月の企業整備は、0件であった。
(同一月2人以上の整理)

◇一般職業紹介状況(パートを含む全数)

			本 月	男	女	前 月	前年同月	前年 同月比
求 職	新規求職申込件数		208	92	116	199	189	10.1%
	①	うち 常用	208	92	116	196	189	10.1%
		うち(保)受給者	39	16	23	44	27	44.4%
		うち パート	95	35	60	73	65	46.2%
	月間有効求職者数		906	421	484	877	873	3.8%
求 職	②	うち 常用	903	419	483	872	873	3.4%
		うち(保)受給者	276	117	159	269	307	▲ 10.1%
		うち パート	384	137	247	361	331	16.0%
紹 介	紹介件数		160	76	84	147	201	▲ 20.4%
	③	うち 常用	148	73	75	138	189	▲ 21.7%
		うち(保)受給者	41	20	21	35	43	▲ 4.7%
		うち パート	76	29	47	57	75	1.3%
就 職	就職件数		75	29	46	54	74	1.4%
	④	うち 常用	68	26	42	49	68	0.0%
		うち(保)受給者	15	3	12	14	20	▲ 25.0%
		うち パート	41	14	27	21	38	7.9%
求 人	新規求人数		512	☆	☆	364	481	6.4%
	⑤	うち 常用	491	☆	☆	357	451	8.9%
		うち パート	179	☆	☆	148	198	▲ 9.6%
	月間有効求人数		1,534	☆	☆	1,597	1,533	0.1%
	⑥	うち 常用	1,486	☆	☆	1,549	1,417	4.9%
		うち パート	516	☆	☆	562	602	▲ 14.3%
諸 比 率	新規求人倍率		2.46	☆	☆	1.83	2.54	▲ 0.08P
	⑤/①	常 用	2.36	☆	☆	1.82	2.39	▲ 0.03P
	有効求人倍率		1.69	☆	☆	1.82	1.76	▲ 0.07P
	⑥/②	常 用	1.65	☆	☆	1.78	1.62	0.03P
	就職率(%) ④/①		36.1	31.5	39.7	27.1	39.2	▲ 3.1P
	有効求職者中(保)の割合		30.5	27.8	32.9	30.7	35.2	▲ 4.7P
率	" 45歳以上		62.4	64.8	60.3	62.3	61.3	1.1P
	" 55歳以上		42.7	48.5	37.8	41.8	42.0	0.7P

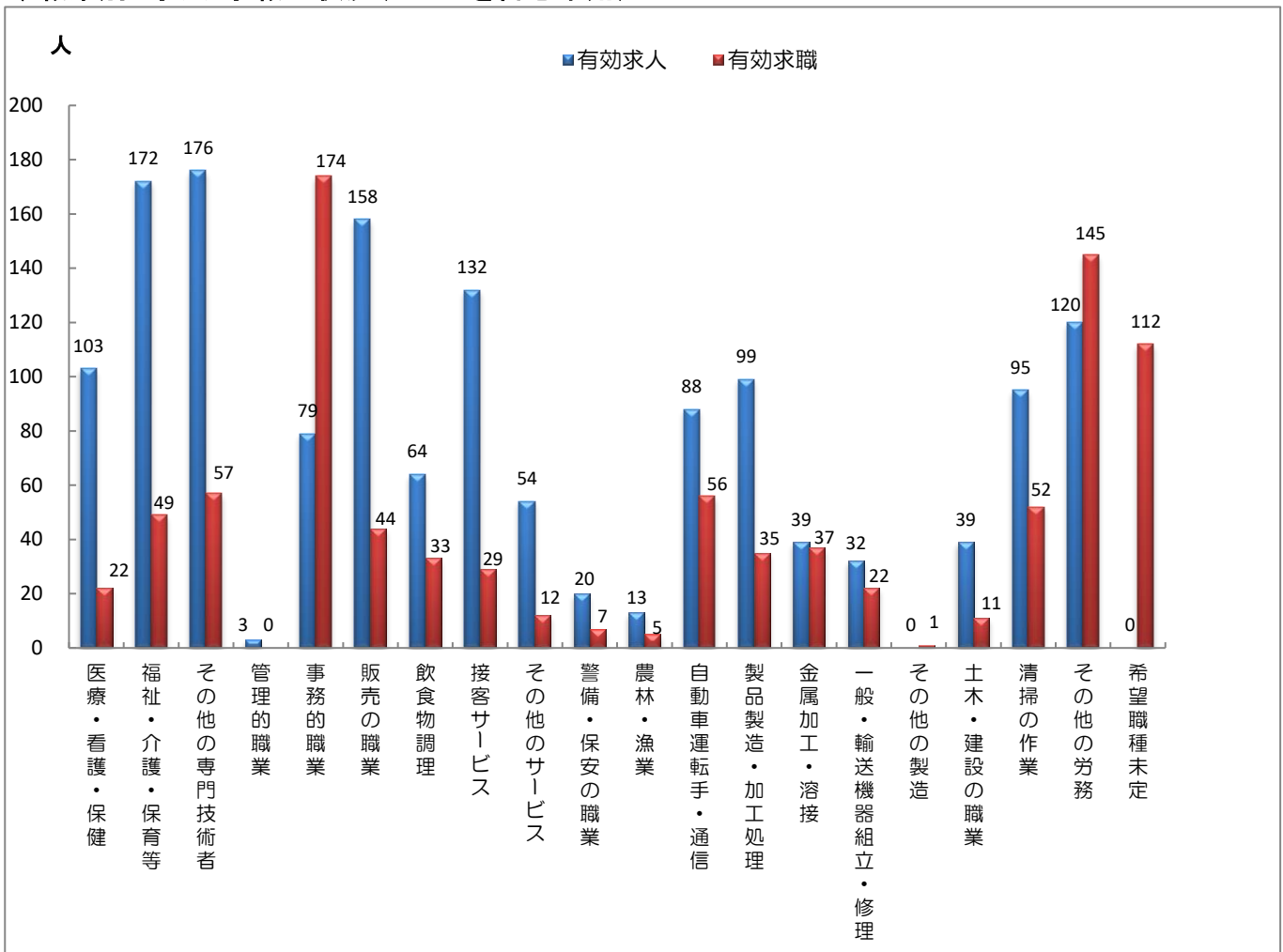
*男女の登録をしない場合もあるため、男女の合計が全体数と一致しない場合もあり。



(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分によるもの。

令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

◇職業別 求人・求職の状況(パートを含む常用)



◇新規常用求職者の実態(パートを含む)

区 分	本 月	前 月	前年同月	前年同月比
新 規 常 用 求 職 者	208	196	189	10.1%
在 職 者	43	51	58	▲25.9%
離 職 者	134	127	111	20.7%
定 年 到 達 等	1	0	2	▲50.0%
事 業 主 都 合	17	22	12	41.7%
自 己 都 合	114	100	93	22.6%
自 営・そ の 他	2	5	2	0.0%
無 業 者	31	18	20	55.0%
家 事・育 児	6	3	1	500.0%
そ の 他	25	15	19	31.6%

◇雇用保険給付関係業務

(短時間受給者を含む) (金額単位:千円)

		本 月			前 月	前年同月	前年 同月比
		計	男	女			
基本手当 (基本分)	受 給 資 格 決 定 件 数	58	26	32	63	48	20.8%
	初 回 受 給 者 数	44	18	26	47	56	▲21.4%
	受 給 者 実 人 員	216	88	128	216	224	▲3.6%
	支 給 金 額	27,252	13,178	14,074	26,885	27,346	▲0.3%

◇雇用保険適用関係業務

		本 月			前 月	前年同月	前年 同月比
		計	男	女			
月 末 現 在 適 用 事 業 所 数		1,287	☆	☆	1,303	1,305	▲1.4%
月 末 現 在 被 保 険 者 数		18,389	9,191	9,198	18,391	18,370	0.1%
被 保 険 者 資 格 取 得 者 数		177	86	91	170	154	14.9%
被 保 険 者 資 格 喪 失 者 数		182	86	96	168	193	▲5.7%
離 職 票 交 付 枚 数		130	☆	☆	129	139	▲6.5%

☆ 令和7年10月創設されました ☆

スキルアップやリ・スキリングに
取り組もうとする皆さまへ

従業員の教育訓練や資格取得
を応援する事業主の皆さまへ

教育訓練 休暇給付金

って?

労働者が離職することなく、**教育訓練に専念するため**
自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、
休暇期間中の生活費を保障する制度です。

※雇用保険法第11条第2項第2号

活用例 教育訓練休暇給付金の活用事例を紹介しますが、これ以外にも様々な活用方法がございます。

活用例①

外国企業とコミュニケーションが必須となる部署への異動を
希望し、希望の部署に専念するため教育訓練休暇を取得し、
その間に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

活用例②

IT企業で勤務している労働者が、上級資格の取得のため、
教育訓練休暇を取得し、その間に教育訓練休暇給付金を
活用するケース。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070909様01

「教育訓練休暇給付金」の概要

「教育訓練休暇給付金」の支給対象となる休暇は、以下の条件の要件を満たす休暇が対象です。

- 就業規則や労働協約等に規定された休暇制度に基づく休暇
- 労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、
事業主の承認を得て取得する30日以上連続した無給の休暇
- 次に定める教育訓練等を受けるための休暇
 - 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校
又は各種学校が提供する教育訓練等
 - 教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - 職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
(司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等)

給付日数・支給額のイメージ

加入期間	5年未満10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。
給付日数は、原則 休暇開始前6か月の賃金日数に応じて算定されます(失業給付の算定方法と同じです)。

支給額のイメージ

額面月収	給付月額
350,000円	約195,000円

主な支給要件

- 1 休暇開始前
2年間に12か月以上の
継続就業期間があること
- 2 休暇開始前5年以上
雇用保険に加入していた
期間があること
- 3 支給対象の要件を
満たす無給の休暇を
取得していること

注意 ・教育訓練休暇給付金を支給した場合、原則として、一定期間は失業給付金の受給期間に
基づき給付金を支給できません(ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません)。
・別途規定があります。

事業主の皆さまへ お願い

給付金を受けるのは労働者本人ですが、必要書類をハローワークに提出するなど
手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。

注意 就業規則を定めている労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、就業規則を定めていない労働者について、適用の届出を行った場合は、対象の対象になります。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)
及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、
ご不明な点は近隣のハローワークまでお問い合わせください。

教育訓練休暇給付金 **検索**

労働者の主体的な能力開発をより一層支援します！

従業員が制度を利用しようとする場合、事業主の皆様の協力・ご対応が必要となります

【問い合わせ先 ハローワーク加賀 管理課 TEL：0761-72-8609】